

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | <p>国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除及び所得控除の拡充及び延長</p> <p>(国11)(法人税:義)</p> <p>(地9)(法人住民税、事業税:義)</p> <p style="text-align: right;">【新設・延長・拡充】</p> |
| 2 | 要望の内容 | <p><現行制度の概要></p> <p>①特別償却又は投資税額控除</p> <p>総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人指定の期限：平成26年3月31日 ・対象設備：機械・装置（2千万円以上） 開発研究用器具・備品（1千万円以上） 建物・附属設備・構築物（1億円以上） ・特別償却の割合：取得価額の50%（建物等25%） ・税額控除の割合：取得価額の15%（建物等8%） （当期法人税額の20%を限度とし、限度超過額は1年間繰越控除可） ・設備等取得の期間：法人指定の日から平成26年3月31日まで <p>②所得控除</p> <p>専ら特区内で認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を実施する指定特定事業法人について、その事業による所得の金額の20%を課税所得から控除できる制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人指定の期限：平成26年3月31日 ・適用期間：法人指定の日から5年を経過する日までの期間内に終了する事業年度 ・主な要件：規制の特例措置等の適用、地方公共団体がその事業を行う法人の経済的負担を軽減するための措置実施 <p><要望内容></p> <p>①特別償却又は投資税額控除</p> <p>イ. 延長</p> <p>総合特別区域法第26条に定められている国際戦略総合特区において適用されている法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の11及び第68条の15において平成26年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、平成28年3月31日までとする。</p> <p>②所得控除</p> <p>イ. 延長</p> <p>総合特別区域法第27条に定められている国際戦略総合特区において適用されている法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第60条の2及び第68条の63の2において平成26年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、平成28年3月31日までとする。</p> <p>ロ. 事業の専ら要件の緩和</p> <p>総合特別区域法第27条及び同施行規則第18条に定められている、法人が実施する事業を特定事業に限定する要件を緩和する。</p> <p>ハ. 区域の専ら要件の緩和</p> |

| | | | |
|---|--------------------|---|--|
| | | <p>総合特別区域法第 27 条及び同施行規則第 18 条に定められている、法人が実施する事業の区域及び法人が有する施設の区域の限定を緩和する。</p> <p>二. 本税制を活用するための規制の特例措置の範囲拡大 総合特別区域法第 2 条 2 項 2 号ロ及び同施行規則第 2 条に定められている、規制の特例措置の範囲の限定を緩和し、法附則第 3 条の訓令又は通達に関する措置も対象とする。</p> <p>ホ. 所得控除率の引き上げ 租税特別措置法第 60 条の 2 第 1 項に定められている、国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得控除率を、現行の百分の二十から引き上げる。</p> <p>③統括事業を実施する法人の要件緩和 イ. 特定多国籍企業による研究開発等の促進に関する特別措置法（以下「アジア拠点化法」）に合わせた要件緩和 総合特別区域法施行規則第 15 条及び第 18 条に定める、統括事業に常時使用する従業員の年間給与の合計額の初年度及び最終年度の見込み額を、現行のそれぞれ 8 千万円以上、1.5 億円以上から、アジア拠点化法並びの 7 千万円以上、1.3 億円以上に緩和する。 また、5 億円以上の出資要件における出資先の範囲を、現行から、アジア拠点化法並びに緩和する。</p> <p>ロ. 資本金額及び出資要件の緩和 総合特別区域法施行規則第 15 条及び第 18 条に定める、1 億円の資本金要件を撤廃し、また 5 億円以上の出資要件を 5 千万円に緩和する。</p> | |
| 3 | 担当部局 | 内閣府地域活性化推進室 | |
| 4 | 評価実施時期 | 平成 25 年 8 月 | |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 平成 23 年度：創設 平成 25 年度：拡充（適用対象に開発研究用の「器具・備品」を追加） | |
| 6 | 適用又は延長期間 | 平成 26 年度及び平成 27 年度の 2 年間 | |
| 7 | 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。 ----- 《政策目的の根拠》 総合特別区域法第 1 条 （産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。） |
| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け | 【政策】 6. 地域活性化の推進 【施策】 ⑦総合特区の推進 |
| | | ③ 達成目標及び測定指標 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する。 |

| | | | |
|---|------|----------------|---|
| | | | <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各特区における計画の目標達成状況 ・各特区における新規設備投資額 ・各特区における企業の新規立地件数等 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与する。</p> |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | <p>活用実績</p> <p>①特別償却又は投資税額控除</p> <p>平成 24 年度（実績） 27 法人 平成 25 年度（見込） 70 法人 平成 26 年度（見込） 70 法人</p> <p>②所得控除</p> <p>平成 24 年度（実績） 適用なし 平成 25 年度（見込） 適用なし 平成 26 年度（見込） 70 法人</p> |
| | | ② 減収額 | <p>①特別償却又は投資税額控除</p> <p>平成 24 年度減収額（実績） 22.1 億円 平成 25 年度減収額（見込） 59.5 億円 平成 26 年度減収額（見込） 59.5 億円</p> <p>②所得控除</p> <p>平成 24 年度減収額（実績） なし 平成 25 年度減収額（見込） なし 平成 26 年度減収額（見込） 20.6 億円</p> |
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 24 年度～平成 26 年度）</p> <p>我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進することにより、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成することができる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 24 年度～平成 26 年度）</p> <p>規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 24 年度～平成 26 年度）</p> <p>租税特別措置が失われれば、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができない結果、国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 24 年度～平成 26 年度）</p> <p>平成 24 年度における指定法人数が 27 法人で、それに対する総設備取得額が 271 億円だった。租税特別措置がなければこれらの設備投資を想定することができなかつたため、本特例措置には税收減を是認できる効果がある。</p> |

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|---|
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置であると考える。 |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。 |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | 総合特別区域法第5条において、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。 |
| 10 | 有識者の見解 | — | |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | 平成 24 年 8 月 | |